



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *31 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- *32 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (")
- *33 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)

○ 告示

- *354 平成12年和歌山県告示第722号 (災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部改正 (福祉保健総務課)
- *355 和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱 (出納室)
- 356 平成22年度県立近代美術館の入場料 (教育委員会)
- 357 平成22年度県立博物館の使用料 (")
- 358 平成22年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料 (")
- 359 平成22年度県立自然博物館の入場料 (")

○ 訓令

- *19 和歌山県災害対策本部処務規程の一部を改正する訓令 (総合防災課)
- *20 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (")
- *21 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)
- *22 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)
- *23 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)
- *24 和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令 (")

○ 公営企業管理規程

- *1 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

規 則

和歌山県規則第31号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則
職員等の旅費に関する規則 (昭和41年和歌山県規則第122号)の一部を次のように改正する。

第13条第9号中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第32号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則
旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則 (昭和42年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「搭乗日の前日までの予約及び購入が可能な」を「知事が別に定める」に改める。

別記第1号様式 (その1) 及び (その2) を次のように改める。

別記第1号様式(その3)中「勤務開始」を「用務開始」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。ただし、第4条第1項第5号の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則(昭和38年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、広報監」を削る。

第4条及び第7条第2項中「出納部」を「会計部」に改める。

別表第1中 「危機管理室長
総合防災課長」を「総合防災課長」に、「広

報室長」を「広報課長」に、「危機管理室員」を「危機管理課員」に、「広報室員」を「広報課員」に、「海上保安庁の派遣要請」を「海上保安庁への要請」に、「防災ボランティアの要請、受入及び活動調整に関すること」を「防災ボランティアの要請に関すること」に改める。

別表第2知事室部の部中「政策審議室長」を「政策審議課長」に、「国体準備課副課長」を「国体準備課長」に、「政策審議室員」を「政策審議課員」に改め、同表総務部の部人事職員班の項中「監察査察室長」を「監察査察課副課長」に、「行政経営改革室長」を「行政改革課副課長」に、「監察査察室員」を「監察査察課員」に、「行政経営改革室員」を「行政改革課員」に改め、同表企画部の部中「政策統括監」を「政策統括参事」に改め、同部(幹事班)企画総務班の項中「コスモパーク加太対策室長」を「地域プロジェクト対策室長」に、「コスモパーク加太対策室員」を「地域プロジェクト対策室員」に改め、同部国際班の項中「国際班」を「文化国際班」に改め、同部総合政策班の

項中 「地域づくり課長
地域交流課長」を 「地域政策課長
過疎対策課長」に、
「地域づくり課員
地域交流課員」を 「地域政策課員
過疎対策課員」に改め、
「生活安全監
食品安全監」を 「生活安全参事
食品安全参事」

に改め、同部環境生活部の部中 「生活安全監
食品安全監」を 「生活安全参事
食品安全参事」

に改め、同部環境班の項中 「廃棄物対策課長
環境管理課長」を 「環境管
理課長
指導室長」に、「廃棄物対策課員
環境管理課員」を 「環境管理課員
廃棄物指導室員」

に改め、同部環境班の項中 「廃棄物対策課長
環境管理課長」を 「環境管
理課長
指導室長」に、「廃棄物対策課員
環境管理課員」を 「環境管理課員
廃棄物指導室員」

に改め、同部県民生活班の項中「県民生活課副課長」を「NPO・県民活動推進室長」に、「県民生活課員」を「NPO・県民活動推進室員」に改め、同部青少年・男女共同参画班の項中「旧生石高原の家」を「旧生石高原の家跡地」に、「旧青少年海洋訓練所」を「旧青少年海洋訓練所跡地」に、「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に改め、同表福祉保健部の部高齢者支援班の項中「介護予防推進室長」を「高齢者生活支援室長」に、「介護予防推進室員」を「高齢者生活支援室員」に改め、同表商工観光労働部の部中「労働政策監」を「労働政策参事」に改め、同部(幹事班)商工観光労働総務班の項中「償還指導室長」を「商工振興課長」に、「償還指導室員」を「商工振興課員」に改め、同部企業政策班の項中「産業振興課長」を「企業振興課長」に、「科学技術振興室長」を「産業技術政策課長」に、「産業振興課員」を「企業振興課員」に、「科学技術振興室員」を「産業技術政策課員」に改め、同表農林水産部の部中「水産局長」を「水産局長 植樹祭推進参事」に改め、同部(幹事班)農林水産総務班の項中「食品流通課長」を「食品流通課長 工事検査室長」に、「食品流通課員」を「食品流通課員 工事検査室員」に改め、同部林業班の

に改め、同部(幹事班)農林水産総務班の項中「食品流通課長」を「食品流通課長 工事検査室長」に、「食品流通課員」を「食品流通課員 工事検査室員」に改め、同部林業班の

項中 「山村整備課長
全国植樹祭準備室長」を「全国植樹祭推進課長」

に、「山村整備課員
全国植樹祭準備室員」を「全国植樹祭推進課員」

に改め、同表県土整備部の部(幹事班)県土整備総務班の項中「事業進行課長」を「用地対策課長」に、「事業進行課員」を「用地対策課員」に改め、同部砂防班の項中「及び砂防関係施設被害状況調査」を「砂防関係施設被害状況調査及び災害応急対策」に改め、同表出納部の部中「出納部」を「会計部」に、「出納局長」を「会計局長」に改め、同部(幹事班)出納班の項中「出納班」を「会計班」に、「出納室長」を「会計課長」に、「出納室副室長」を「会計課副課長」に、「出納室員」を「会計課員」に改める。

に改め、同表県土整備部の部(幹事班)県土整備総務班の項中「事業進行課長」を「用地対策課長」に、「事業進行課員」を「用地対策課員」に改め、同部砂防班の項中「及び砂防関係施設被害状況調査」を「砂防関係施設被害状況調査及び災害応急対策」に改め、同表出納部の部中「出納部」を「会計部」に、「出納局長」を「会計局長」に改め、同部(幹事班)出納班の項中「出納班」を「会計班」に、「出納室長」を「会計課長」に、「出納室副室長」を「会計課副課長」に、「出納室員」を「会計課員」に改める。

に改め、同部(幹事班)出納班の項中「出納班」を「会計班」に、「出納室長」を「会計課長」に、「出納室副室長」を「会計課副課長」に、「出納室員」を「会計課員」に改める。

に改め、同部(幹事班)出納班の項中「出納班」を「会計班」に、「出納室長」を「会計課長」に、「出納室副室長」を「会計課副課長」に、「出納室員」を「会計課員」に改める。

に改め、同部(幹事班)出納班の項中「出納班」を「会計班」に、「出納室長」を「会計課長」に、「出納室副室長」を「会計課副課長」に、「出納室員」を「会計課員」に改める。

に改め、同部(幹事班)出納班の項中「出納班」を「会計班」に、「出納室長」を「会計課長」に、「出納室副室長」を「会計課副課長」に、「出納室員」を「会計課員」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第354号

平成12年和歌山県告示第722号(災害救助法施行細則第3

条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第1号イ(イ)中「240万4,000円」を「238万7,000円」に改め、同項第3号ウ(ア)の表中「17,500円」を「17,300円」に、「22,600円」を「22,300円」に、「33,300円」を「32,800円」に、「39,900円」を「39,300円」に、「50,500円」を「49,800円」に、「7,400円」を「7,300円」に、「29,000円」を「28,600円」に、「37,500円」を「37,000円」に、「52,300円」を「51,600円」に、「61,300円」を「60,400円」に、「77,000円」を「75,900円」に、「10,500円」を「10,400円」に改め、同号ウ(イ)の表中「5,700円」を「5,600円」に、「7,700円」を「7,600円」に、「11,600円」を「11,400円」に、「14,000円」を「13,800円」に、「17,700円」を「17,500円」に、「9,200円」を「9,100円」に、「12,200円」を「12,000円」に、「17,100円」を「16,900円」に、「20,300円」を「20,000円」に、「25,800円」を「25,400円」に改め、同項第9号ウ中「19万9,000円」を「20万1,000円」に、「15万9,200円」を「16万800円」に改め、同項第11号イ中「13万7,500円」を「13万4,200円」に改める。

第2項第1号ア(ア)中「1万9,600円」を「1万9,500円」に改め、同号ア(イ)中「1万6,100円」を「1万5,700円」に改め、同号ア(ウ)中「1万7,600円」を「1万7,500円」に改め、同号ア(エ)中「1万6,300円」を「1万6,000円」に改め、同号ア(オ)中「1万6,800円」を「1万6,500円」に改め、同号ア(カ)中「1万6,100円」を「1万6,500円」に改め、同号ア(キ)中「1万6,600円」を「1万7,000円」に改め、同号ア(ク)中「1万4,900円」を「1万4,800円」に改める。

和歌山県告示第355号

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年和歌山県告示第439号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「出納室」を「会計局会計課」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県告示第356号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第23項第1号の規定により、平成22年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定め、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 企画展入場料

(1)「開館40周年記念展Ⅰ ようこそ彫刻の森へ」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2)「開館40周年記念展Ⅱ 日本近代の青春 創作版画の名品」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(3)「開館40周年記念展Ⅲ 油彩画の魅力」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(4)「版画の「アナ」 ガリ版がつなぐ孔版画の歴史」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展入場料

	個人	団体
一般	340円	270円
大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 企画展の入場者は、企画展の入場料のみで常設展に

入場することができる。

- 4 ミュージアムぐるっとパス関西2010を使用する場合は、常設展の入場料を無料とし、企画展の入場料を団体割引の料金とする。
- 5 和歌山県立博物館の入館券を提示する場合は、当該入館券の日付が入場する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 和歌山県立近代美術館メールマガジン会員であって、有効期限の切れていない最新号のメールマガジンをプリントアウトしたものを提示する場合は、当該プリントアウト1枚につき4人までの入場料を団体割引とする。
- 7 「城まち」1日周遊きっぷを持参する場合であって、当該券面記載の日付が入場する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第357号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第24項の規定により、平成22年度の県立博物館の使用料を次のとおり定め、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

(1) 「移動する仏像—有田川町の重要文化財を中心に—」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「京都・安楽寿院と紀州・あらかわ」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	280円	220円
大学生	170円	140円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

3 音声ガイド使用料

区 分	一人(1回)
一般(大学生以上)	200円
高校生以下	100円

障害者	無料
-----	----

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 ミュージアムぐるっとパス関西2010を使用する場合は、常設展若しくは企画展の入場料を無料とし、特別展の入場料を団体割引の料金とする。
- 5 和歌山県立近代美術館の入場券を提示する場合は、当該入場券の日付が入館する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 「城まち」1日周遊切符を持参する場合であって、当該券面記載の日付が入館する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第358号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第25項の規定により、平成22年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定め、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

	個人	団体
一般	350円	290円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	190円	150円
大学生	90円	70円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第359号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第26項の規定により、平成22年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定め、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。

訓 令

和歌山県訓令第19号

庁中一般
各地方機関

和歌山県災害対策本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部処務規程の一部を改正する訓令

和歌山県災害対策本部処務規程（昭和44年和歌山県訓令第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「和歌山県文書規程（昭和61年和歌山県訓令第2号）」を「和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第20号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第2号の表警戒体制の部1号の項中「広報室、危機管理室」を「広報課、危機管理課」に改め、同表配備体制の

部1号の項中「農林水産総務課」の次に「、工事検査室」を加え、同部2号の項中「、全国植樹祭準備室、山村整備課」を削り、「事業進行課」を「用地対策課」に、「出納室」を「会計課」に、「広報室」を「広報課」に、「危機管理室」を「危機管理課」に改める。

第4項第4号及び第5号中「広報室」を「広報課」に、「危機管理室」を「危機管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第21号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「政策統括監」を「政策統括参事」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第22号

庁中一般
各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「農林水産総務課長」を「農林水産総務課工事検査室長（日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事については、農林水産総務課工事検査室分室長。以下同じ。）」に改める。

別表農業・森林・水産土木工事の項中「農林水産総務課長」を「農林水産総務課工事検査室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第23号

庁中一般
各 か い

各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号並びに第14条第1項及び第2項中「出納局総務事務集中課」を「会計局総務事務集中課」に改める。

別表第2中「出納局総務事務集中課」を「会計局総務事務集中課」に改め、同表出納局総務事務集中課の項中「出納局総務事務集中課」を「会計局総務事務集中課」に、「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に、「和歌山産業技術専門学院」を「和歌山産業技術専門学院 農林水産総合技術センター分室」に、「海南高等学校 大成高等学校 青陵高等学校 和歌山第2工業高等学校」を「海南高等学校 青陵高等学校」に改め、同表有田振興局の項中「総務課、企画普及部」を「企画普及部」に改め、同表日高振興局の項中「就農支援センター」を「農業大学校就農支援センター」に、「暖地園芸センター」を「農業試験場暖地園芸センター」に改め、同表西牟婁振興局の項中「（紀南県税事務所新宮出張所を除く。）」を削り、同表東牟婁振興局の項中「東牟婁振興局 紀南県税事務所新宮出張所」を「東牟婁振興局」に、「ふるさと定住センター 串本高等学校 串本古座高等学校 古座高等学校」を「串本古座高等学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第24号

庁 中 一 般
各地方機関

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「出納局総務事務集中課長」を「会計局総務事務集中課長」に改める。

第17条中「和歌山県物品調達事務規程」を「調達規程」に改める。

第26条第1項及び第2項中「出納局総務事務集中課長」を「会計局総務事務集中課長」に改める。

第28条第2項中「出納局総務事務集中課長」を「会計局総

務事務集中課長」に改め、同条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第29条第2項、第29条の2第1項及び第2項、第48条、第49条並びに第52条中「出納局総務事務集中課長」を「会計局総務事務集中課長」に改める。

第55条中「出納局総務事務集中課」を「会計局総務事務集中課」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第8号様式から別記第10号様式まで、別記第13号様式、別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第17号様式中「出納局長」を「会計局長」に改める。

別記第22号様式及び別記第24号様式中「出納局総務事務集中課長」を「会計局総務事務集中課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

組 織	支 給 区 分		
	4種	5種	6種
公営企業課	課長		副課長
和歌山県工業用水道管理センター		所長	

別表第2中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。